阿久根市広報
第9号
発行　阿久根市役所
編集印刷　調査課

十月は選挙一色あやまるな貴い一票!!

正しい立派な人を　選びましょう

衆議院の解散に伴い、十月一日を期して総選挙が行われます。同時に最高裁判所裁判官の国民審査の投票も行われます。日本が独立して初めての選挙であり、これからの日本の進む道もこんどの選挙で大体決まるほど大切な選挙であります。又市の教育委員会が、初めて設けられることになり、その委員の選挙も総選挙に引きつづいて、十月五日に県教育委員会の委員の選挙と同時に行われます。これらの重要な選挙を目前に、ひかえた今、わが国は選挙あの一色に塗りつぶされた感があります。この秋にさつてわれ〳〵は正しい選挙を実現したいものです。最近公明選挙の運動が次第に力強く、もり上つて来ましたが選挙人が全部この心まえで立派な代議士や委員を選び出さなければなりません。

選んだ上は、これを信頼して十二分に働いてもらわなければならない。

終戦後から講和条約のできるまでは、日本は外国に占領されていたので占領軍の最高司令官の命令などで、いろいろの制限をうけておりましたがこれからはそんな制限もうけず、法律を作ったり、変えたり、国会が自由にできるわけであります。

自分の生命も財産も安心して無條件に預け得る人私達の代表者として、何処に出しても恥しくない立派な人を、衆議院議員として選びましょう。

「日本を」「自分の生活を」よくするも悪くするも、われ〳〵の投ずる一票で左右されるのであります。この自覚を、はっきり腹にすえなければなりません。

御互に、つとめて候補者の演説を見聞して自分の判断で適当と思う人を投票するようにいたしましょう。

市民の皆さん、隣近所の回覧に、とらはれず、これから再起した日本を立派に育てこれる代議士を選んで下さい。

10月1日衆議院議員の選挙
最高裁判所裁判官国民審査投票日です
10月5日県・市教育委員の選挙

その他の教育機関の設置、廃止から運営管理、校長及び教員の人事、教育内容の採択、教育委員会の設備、教具等の整備、教育事務のための契約、諸直接計画であります。

(3)、その組織概要は

総合側一名

教育委員 5名 → 教育長 → 立校 市学

選挙四名

守る子供一票一票のあなた

市教育委員会とは

始めて生れる

(1)、こんな制度はなぜ出来たのでしょうか

従来の中央集権的教育行政を、民主々義の政治原理から、民主的に各国民の手にかえすべきであります。

市には、市の実情に即した教育行政が行わるべきで、それは皆さんの意を含む代表で教育を運営しなければなりません

(2)、市の教育委員会はどんなことをするでしょうか

教育委員会は、合議制の行政機関で学校教育だけでなく、社会教育を含めて学校

(4)、市教育委員会は十一月一日から新発足いたします。

可愛いい子供に、明るい教育

＝この広報は読んだ後茶の間の見やすい所えはって下さい＝

阿久根市
廣報
第7號
昭和27年9月發行
發行所　阿久根市役所
編集　調査課
印刷所　福崎印刷所

十一月一日 阿久根市教育委員會設置

その手順は

※市町村に單獨に教育委員會を設置する場合の手順

一、教育委員會設置準備委員會等然るべき態勢をととのえ本制度の趣旨の徹底及啓蒙宣傳を行う

二、選擧告示は市は九月二十日、町村は九月二十五日に行う

三、立候補の屆出は、市町村それぞれ選擧告示の日に始まり市は九月二十五日、町村は九月三十日に締切る

四、十月五日に選擧が行われる（都道府縣の委員の改選と同時に行う）

五、直ちに當選人の決定が行はれる（四年委員と一年委員）

六、十月二十五日までに議會選出委員を選擧し、市町村長に通知する

七、市町村長はおおむね十月二十八日までに教育委員會の招集の告示をし十一月一日に第一回會議を開く、教育委員會はこの日に成立する

この日に次の事項を處理する

1、委員長及副委員長を選出する

2、會議規則、規則の公告式に關する規則、傍聽人規則、事務局の組織に關する規則等の所要の規則を制定する

八、教育委員會事務局職員の補職を行う

九、市町村立學校職員の分限、懲戒、服務に關する條例、教育委員會の委員の報酬及び費用辯償の條例の制定その他關係條例の改訂を行う。

一〇、十一月二十日までに都道府縣教育委員會及市町村長（學校長）と事務引繼を行う

一一、教育長委任規則を制定する

一二、教育委員會發足に當り予算組替を行う

一三、教育長（その他事務局員）の給與條例を制定する

※地方教育委員會の設置に關する方針（二七・七・八、文部省議決定）

一、設置單位については、市町村單位と市町村の一部事務組合による方法があるが、組合方式は次のような條件の備つていない場合には困難が伴うので、今回は市町村ごとに設置することを原則とする

①、小學校又は中學校を町村組合で設置している場合、あるいは町村合併の氣運その他特別な事情があつて、町村の一部事務組合による教育委員會を設置することが比較的容易である場合には法三條但書の規定によつて設置する

②、學校その他の教育機關を設置するための一部事務組合がある場合には、その機關を所管するための教育委員會を教育委員會法施行令第三條の規定に則つて設置する

二、市の教育委員會にはその規模に應じて必要な指導主事及人事管理を担當する主事を増置し、教科內容の指導及人事管理事務を處理しうるようにする

三、町村の教育委員會における教科內容の指導については都道府縣委員會の援助と指導によつて補われるものとする

四、地方教育委員會が担當する事務のうち、個々の教育委員會のみで處理することが事務の能率を害するものの處理については、地方自治法改正案に定める左の方法によつてこれを處理する。

イ、その事務を共同して管理し及び執行し又はその連絡調整を圖るため協議會を設ける

ロ、職員の共同設置をはかる

ハ、事務の委託を行う

五、市町村に設置する教育委員會の教育長に關しては、可及的速かにその養成の措置を講ずる。

森林の伐採は總て届出及許可制になつております

森林所有者は阿久根市の森林がよりよき森林法の完全實施ができるように御協力下さい

◈造林希望の方は補助申請の期日に遲れない樣にお忘れなく手續を!!

申請期限10月31日迄

來年春、造林希望の方は、造林補助申請の期間內に申請をしないと來年廻しになるから、苗木申込と同時に印鑑持參の上、手續をなるべく早目にすませて下さい（申請用紙は森林組合にあります）

◈適正伐期令級を伐採される方は伐採の日の六十日前までに届をして伐ることになります

（適正伐期令級とは＝樹令マツ三十一年以上、スギ三十六年以上、ヒノキ四十一年以上のもの薪炭林は十六年以上のもの）

森林法により立木は知事の許可がなくては伐採は出來なくなつて居ります。かならず、伐採届を提出して許可をうけてから伐採して下さい。

◈伐採許可申請書

（利用伐期令級＝樹令マツ十八年より三十年迄、スギ十八年より三十五年迄、ヒノキ二十一年より四十年迄、薪炭林十一年より十五年迄）

これは森林所有者が知事に伐採許可申請書を出して許可があつてから伐ることになります。

この申請時期は、年に一月と六月の二回です。

尙この外の立木についても、規定により届出て伐らねばなりません

伐採箇所には必ず標札を建てること、届出用紙と標札は森林組合にあります

◎當市の各森林區を毎月、縣の係員により檢査があり、先般一部檢査の結果、四件の摘發がありました。違犯により、處罰等をうける樣なことがないように、必ず規定の届をして伐るようにお願い致します

改正森林法の實施は。現在の荒廢した、山々を綠化して常に森林を安定の狀況において、林產物の生產と國土の保安を計るのが目的であります。

白色の廣報板

市役所廣報活動の一施設としてお目みえします

あかるい市政、なつとくづくの市政をきづきあげるためには、市民の理解あるご協力をいたゞかなければ、いくら市長や市會議員の方だけが懸命に努力しても、よい成果をあげることはできません。市民の一人一人が、市役所のやつている仕事を、よく理解されてこれはこうした方が市民全部のためになる。こういうことはやら、ない方が市の利益になるというふうにあなた方の判斷によつて、市役所に協力していただいてこそ、はじめて明るい市政ができると思うのであります。そのためには、市役所の仕事の內容を、市民の皆さんに、よく知つていただかねばならないわけで、その資料をあなた方に提供するのが廣報の仕事であります廣報は市役所と市民をつなぐ動脈のような大切な役割を持つものです

市民による市民の爲のよりよき明朗な市政を目標に

今回市役所調査課では、市內大字の主要箇所（九ヶ所）に廣報板を設置し廣報施設としての重要な使命を果すべく目下製作中であり、近日中に市民各位の廣報案內として働くことになつております。皆樣の「市政を知るための」よき友廣報板として、よごしたり、こわしたり、管理者の承認を受けずに、勝手に貼紙（ハリガミ）等する樣なことが無い樣に、そして、いつも板面が美しく綺麗にしている樣に心がけて下さい。

貴方の自轉車鑑札は

新らしい鑑札ですか？

市稅條例の改正により旧鑑札は無効です

今すぐ新らしい鑑札ととり替へましよう

市稅務課では七月三十一日まで自轉車鑑札の一齊取替へを實施いたしましたが、まだ取替へていない方があるように見うけられますので、市役所に於いて取付を終へて下さい。

若し今後も取替へなき場合は地方稅法、第四百四十九條及市稅條例、第六十八條により、犯則者とみなし、過料を科せられる事になります。

農業改良時報

9月の農業

①、出穗期に穗首イモチ病の防除をかならず實行致しましよう（銅製劑又は水銀製劑によつて防除すること）

②、白葉枯病の發生の徵ある處は除虫油驅除は、中止し藥劑的防除につとめること（防除法はイモチ病と同じ）

③、落水は餘り早くならない樣にし十月五日を中心に、早稻、遲稻、心せよ

④、出穗後、ツマグロヨコバイの發生を認める時は早急に、DDT乳劑水一斗に對し、サカヅキ、四ハイ位を入れ反當一石位撒布すること

⑤、なたねの播種を、九月下旬から十月上旬にかけて蒔いて下さい（優良種子希望の方は、農林課又は改良事務所へ御申込み下さい）

⑥、甘藷の中白下羽の大發生期になりますのでDDT乳劑、又はBHC粉劑か、ヒ酸鉛で完全に防除して下さい

⑦、秋蒔蔬菜の播種期になりますから自給蔬菜と出荷蔬菜を計畫的に播種致しましよう

（出荷蔬菜はかならず播種期を揃えること、ネギ等の播種期は九月下旬頃が最も良い（彼岸中日頃）白菜類は餘り早蒔にすると病氣が出る）

◈人事異動◈

東穗幸男

阿久根市事務吏員に任ずる

指導主事に補する

昭和二十七年七月十六日

家庭

主婦のメモ

10月後の農繁期に備へて

◈だん〳〵涼しくなり、食慾も進む秋ですから農繁期に備へても夏やせを取りもどす樣に榮養を考へた料理をとりましよう。特に油を使つた料理、野菜の油いため、油みそ、天ぷら等をとりましよう。

◈仕事着、シャツ、下着の修理を暇々にしておきましよう。

◈ふとんも手入れをしましよう天氣の良い日に、ふとんを干したり、又汚れているふとんは、綿と布を別々にして布は洗い、綿はふつくりと、日に干すか、打ち直すか、して冬の準備も、今の內からしておきましよう。

◈今迄の夏の疲れが出ると共に朝夕冷えるので風邪を引き易くなります。特に子供さんは風邪、下痢になり易いので体に充分氣をつけましよう。

「廣報板」

水旧附近の養鷄家に御願い

黃金色の稻穗が、そろ〳〵出揃う時期になりました、鷄を外に出すと、よく稔りつゝある稻穗を荒しますので鷄を放飼する樣な事がない樣に心がけて下さい桑畑附近の田圃にBHCその他の藥劑、粉末を散布するのは遠慮しましよう。

議會のぞき

＝八月定例市議會＝

議會日程

第1日 22日 本會議
一、委員會結果報告
前議會に於て委員會附託の案件について
二、諸般報告
三、議案審議
第2日 23日 總務及び建設委員會
第4日 25日 本會議
(終了後議員協議會)
(△は議案、議題
◎は結論)

二十二日午前九時三十分開會 議事日程案を可決の後、委員會報告に移り

大石總務委員長
一、庶民住宅(教員住宅)補修について、現地調査ならびに審議經過の結果を次ぎのように報告
1、PTAと市が瓦を除いた額の補修費を折半負担する
1、家賃については再檢討する
二、引揚者住宅(元乾繭倉庫跡)について、當局に於て根本的な對策の樹立を要望
三、折多地區、土地改良の補助については視察研究の結果、二十六年度分として、予算額の一割、三二四、六〇〇圓、二十七、二十八年度はその時の財政狀態を勘案してその都度決定する

◎可決

伊藤厚生委員長
公益質屋について
一、場所、上堀藥局裏に決定した
一、建物、古家を購入之に充てる

◎可決

伊建設委員長
濱田橋改修について當初農道として架設されたものであるが本橋は、市の重要産業、交通道路である
よつて原形復舊工事とせず、コンクリートにしたい經費は國縣補助以外は、市七割、地元三割負担としたい

◎可決

市有財産調査山下委員長
中間報告
市有財産を適確は把握するため、差し當り、宅地、田畑、について、その實地踏査を行い次の様な結果を得た
一、調査立會人(延)三五人
二、調査實施日數自5月2日至7月17日までの内10日間
四、調査件數及び結果
1、宅地調査筆數三二筆、内現存二一筆、道路河川敷地、一一筆
2、田調査筆數三一筆であるが總て公共用地として使用している
3、畑調査筆數七五筆の内現存は一二筆、殘餘は公共用地として使用
4、調査上、宅地、田畑と關連する山林、原野、八七筆の内現存は二七筆殘餘は公共用地及び寄却登記未濟
以上は大字、西目、大川を除いたものである
◎今後も引續き調査しその完璧を期して貰いたい
終つて、市長より、教育課、東穂指導主事遠竹社會主事を紹介
當初農道として架設されたものであるが本橋は、市の重要産業、交通道路である
よつて原形復舊工事とせず、コンクリートにしたい經費は國縣補助以外は、市七割、地元三割負担としたい

◎可決

山下委員長
中間報告
市有財産を適確は把握するため、差し當り、宅地、田畑、について、その實地踏査を行い次の様な結果を得た
一、調査立會人(延)三五人
二、調査實施日數自5月2日至7月17日までの内10日間
四、調査件數及び結果
1、宅地調査筆數三二筆、内現存二一筆、道路河川敷地、一一筆
2、田調査筆數三一筆であるが總て公共用地として使用している
3、畑調査筆數七五筆の内現存は一二筆、殘餘は公共用地として使用
4、調査上、宅地、田畑と關連する山林、原野、八七筆の内現存は二七筆殘餘は公共用地及び寄却登記未濟
以上は大字、西目、大川を除いたものである
◎今後も引續き調査しその完璧を期して貰いたい
終つて、市長より、教育課、東穂指導主事遠竹社會主事を紹介
兩主事より、新任挨拶を述べ今後鞭撻、協力を懇請
教育課長より、今年度學校、建築、改築補修、實施計畫を報告の、のち議案審議に移り

△**市警察を維持しない事について**
◎法の改正により市であつても議會の議決により、自治体警察を維持しなくても差支へないことになつたので原案に可決

△高之口港、大川島港防波堤、阿久根海岸各災害工事復舊工事契約について
一、高之口港
工費一六五万圓
相手方　野村建設(落札)
一、大川島港
工費二九八万圓
相手方　野村建設(落札)
一、阿久根海岸
工費二六五万圓
相手方　阿久根建設(落札)

◎以上いづれも原案可決

△上水道工事契約について
五筆の内現存は一二筆、殘餘は公共用地として使用
△阿久根市第二次都市計畫事業申請について
◎以上二件建設委員會附託

△昭和二十七年度、第一回追加更正予算について、外八議案及び阿久根市金庫に指定方の陳情一件
◎總務委員會附託

△**堀山農政委員長**
農業關係市補助事業の實態を規察し斯業の振興助成、成果の檢討を加へたい
◎實態調査委員は農政委員長に一任し、視察調査することになつた

△**大石議員**
市經濟振興策として産業五ケ年計畫のような、ものの構想樹立の意はなきや、亦その必要なきや
◎市長、經濟振興については特に意を注いできた。尚今後も努力する

△**坂元議員**
議員もお互い專門的な經驗等を活し意見書を持寄つては如何

△大丸地區國道、鐵道間の都市計畫、未區畫整理箇所を第一次計畫に編入方を縣に申請したい
◎原案可決

市長一般報告のあらまし
一、電報電話局の設置は通話連絡が迅速になるので商取引官公廳等の便益は著しいものであるから之の設置に努力しているが、それまでの、暫定措置として阿久根鹿兒島間、阿久根、川内間の直通臨時線を開設して貰つた爲最近通話も早くなつた。
尚之が利用率も高いので正式な回線となる見込である
二、縣立公園は決定が遅れるらしいが阿久根はキャンプ、開設による効果もあり優位にある
三、港橋架設については、二十四年度、災害であり、只今二十三年度、災害を補助しているので、二十四年度、災害補助がでるようになれば、この架替は充分見込がある
四、阿久根海岸、災害復舊補助については國庫補助 二〇〇万圓の確約を得た

二十三日 總務委員會附託議案審議
建設委員會 上水道及び第二次都市計畫事業調査並びに議案審議

二十四日 總務委員會附託議案審議
△阿久根驛貨物積卸場擴張問題について接渉經過を報告、これについては結論に至らないため、今後も本委員會を中心として善處することにした
△上水道工事契約について

◎**市委員長より**
現地調査により、工事費等詳細に檢討の結果、工費一、七二五九八〇圓(原案一、七三一、五〇〇圓)に修正せる旨、委員會の結果報告あり、よつて修正案に決定
△第二次都市計畫、事業申請について(大丸以南國道以西の潟田一帶)

◎**市委員長より**
委員會、審議經過を次の様に説明、原案可決
早急なる申請理由は今直ちに、田畑の埋立、整地を、なすものではないが、該地に工場、住宅等が点々に出來てから、計畫しては、將來、餘分な經費を要するため、二十八年度、計畫として、縣より測量して貰うよう推進したい
△總務委員會附託議案について、大石委員長より、次のように審議經過を説明
一、第一回追加更正予算

◎**原案承認**
二、一般職に屬する職員の給與に關する條例の一部を改正する條例は給料の支給日の必要なきや、亦その明文化、特種勤務手當支給の明文化である

◎**原案承認**
三、市職員の特殊勤務手當に關する條例は從來規定により、支給していたもの、超過勤務手當の算定困難なもの、傳染病防疫作業從事職員に對する、手當等を、條例として整備したものである
I、税務職員が出張して市税徴收事務に從事した場合、一日につき、六〇圓を支給する
◎從來規定により支給していたので原案承認
◎從來規定により支給していたので正式な回線となる見込である
二、縣立公園は決定が遅れるらしいが阿久根はキャンプ、開設による効果もあり優位にある
三、港橋架設については、二十四年度、災害であり、只今二十三年度、災害を補助しているので、二十四年度、災害補助がでるようになれば、この架替は充分見込がある
尚之が利用率も高いので正式な回線となる見込である
◎**市委員長より**
現地調査により、工事費等詳細に檢討の結果、工費一、七二五九八〇圓(原案一、七三一、五〇〇圓)に修正せる旨、委員會の結果報告あり、よつて修正案に決定
△第二次都市計畫、事業申請について(大丸以南國道以西の潟田一帶)

◎**市委員長より**
委員會、審議經過を次の様に説明、原案可決
早急なる申請理由は今直ちに、田畑の埋立、整地を、なすものではないが、該地に工場、住宅等が点々に出來てから、計畫しては、將來、餘分な經費を要するため、二十八年度、計畫として、縣より測量して貰うよう推進したい
△總務委員會附託議案

◎**原案承認**
二、一般職に屬する職員の給與に關する條例の一部を改正する條例は給料の支給日の明文化、特種勤務手當支給の明文化である
◎**原案承認**
三、市職員の特殊勤務手當に關する條例は從來規定により、支給していたもの、超過勤務手當の算定困難なもの、傳染病防疫作業從事職員に對する、手當等を、條例として整備したものである
I、税務職員が出張して市税徴收事務に從事した場合、一日につき、六〇圓を支給する
◎從來規定により支給していたので原案承認
◎**原案承認**
四、阿久根市職員退職手當支給條例
◎市制施行に伴い町村恩給組合から脱退市恩給條例によることゝなつたので、從來のこの條例も、改廢整備を要するためのものであるので一部修正を加へ原案を承認
五、阿久根市職員公務災害補償條例
◎災害補償については勞働基準法により規定されているので、これに準じて補償方法を條例として、制定したものであり原案を承認
六、阿久根市消防團條例を一部改正
◎消防車運轉者に適用する。技術手當(車の修理整備等)の追加であり原案承認
七、市税條例の一部改正
◎地方税法の一部改正により市税條例の一部も改正の必要を生じた、その主なる点は、廣告税と、接客人税が法により廢止されたので、市に於いても財源的に、たいした影響がないので、これを廢止することにした。その外は徴收猶予、市税の賦課、滞納處分に對する異議申立、市民税の納税義務者の一部改正、法人税割の更正、固定資産税の一部改正等であり原案を承認
八、印鑑屆、改印屆及證明交付條例の一部改正
◎住民登録施行による字句の修正であり原案承認
九、市上水道使用條例の一部改正
◎料金を次の様に改正者は二〇〇圓、後者は一〇〇圓を減額支給する。
◎原案承認
四、阿久根市職員退職手當支給條例
◎市制施行に伴い町村恩給組合から脱退
市恩給條例によることゝなつたので、從來のこの條例も、改廢整備を要するためのものであるので一部修正を加へ原案を承認
五、阿久根市職員公務災害補償條例
◎災害補償については勞働基準法により規定されているので、これに準じて補償方法を條例として、制定したものであり原案を承認
六、阿久根市消防團條例を一部改正
◎消防車運轉者に適用する。技術手當(車の修理整備等)の追加であり原案承認
七、市税條例の一部改正
◎地方税法の一部改正により市税條例の一部も改正の必要を生じた、その主なる点は、廣告税と、接客人税が法により廢止されたので、市に於いても財源的に、たいした影響がないので、これを廢止することにした。その外は徴收猶予、市税の賦課、滞納處分に對

○營業用
一戸、月一五、五立方米
二〇〇圓
○特別税
一戸、月一〇立方米
二〇〇圓
○船舶用
一立方米
二二〇圓
○官公署用
一戸、月一〇立方米
一二〇圓
○公用栓　一栓
一〇立方米一〇〇圓
○運合栓　一栓
一〇立方米一〇〇圓
超過料金　据置
定額栓によるもの
○専用栓　一般家庭用
一戸、月一五人迄
一二〇圓
○公用栓　一戸　一月
五人迄　一〇〇圓
○運合栓　一戸　一月
五人迄　一〇〇圓
但し一人増するごとに二〇圓

八月一日から適用する

◎以上總務員會、附託議案を原案、又は一部修正通り可決
△阿久根市金庫に指定方　鹿兒島企業信用金庫、阿久根支店長の陳情
◎今後更に檢討

△固定資産評價審査員任期滿了につき再選の件
◎原案通り北國秀雄氏再選
△南國殖産阿久根製氷工場敷地の使用擴張願を知事に申請する事の承認について
◎原案承認
△九月臨時監査の立會人選定について
◎前回の立會人、大石川崎、川路、各議員に決定

議員協議會

△築港整備委員會
◎整備に止らず工事促進まで計畫することにし、商工水産員委會附託
△阿久根、重富、帖佐間、宮之城經由鉄道敷設につい

◎商工水産委員會附託

△**人權擁護委員に津森氏を発令**

市制實施に伴い、人權擁護委員の増員として阿久根市大川、大昭寺(住職)津森芳雄氏が法務總裁より委託されました

『人權擁護委員とは』

憲法に定められた、基本的人權を護るために人權擁護法によつて設けられたもので、市民として、國民としていさゝかでも人權を傷けられたと思う際、この人達に提訴(申し出る)すれば、充分に調査して、その結果が法務當局に屆けられ、法の發動によつて人權を守るための處置がとられます

左の事件で御困りの方は御遠慮なく人權相談所へ御尋ね下さい

①公務員の職權濫用
②暴力行爲
③人身賣買
④私刑(私的制裁のこと)
⑤差別待遇
⑥強制歴迫
⑦不法監禁
⑧住居權及生活權侵害
⑨不當解雇
⑩名譽侵害
⑪強制離婚
⑫その他親族相續問題等人權相談所は市役所戸籍課に設けてあります

現在阿久根市の人權擁護委員は定員二名のところ、濱崎喜代志氏が辭任されましたのでその補充員として市民の有識者の中から一人更に委嘱されることゝ思います。

◎始良郡關係町村より、これについて、よびかけがあり、議長も懇談の席に列したが、本市としてもかねて宮之城に通ずる道路開さくについて研究していたので、縣道、鐵道を含めた構想のもとにこの運動に全面的に賛同し實現に努力することを申合せた

△下りの最終列車をもう一列車增發してほしい
◎川内以北の關係町村とも連絡して運動を起すことにした

△魚栄市場、港橋の架替促進、竹材工場誘置について
◎商工水産委員會附託

での陳情

阿久根市広報

昭和27年9月発行所
昭和27年9月発行
阿久根市役所
阿久根市編集
印刷課
調査

昭和27年7月13日
阿久根市監査員　牛ノ浜　林　矢
　　押　園　泡平

阿久根市監査公表第二号

地方自治法第百九十九条、第五項に定めるところにより、市費をもって政的な援助（補助金、負担金及び交付金）をなしているものについて、六月十七日より六月十九日まで、監査を実施したのでその結果を公表する。

記

一、監査の種類、随時監査

一、施行の場所、左記団体事務所

一、監査した団体

農業協同組合
畜産農業協同組合
森林組合
たばこ耕作組合
阿久根市漁業協同組合
大川漁業協同組合

△、監査の目的

各種産業を、振興し、経済の充実を図り社会環境をよくして地方自治体の発展を期することは、我々が最も望むところであり、地方公共団体の窮乏した財政から財政的援助を実施されるのもこの趣旨に外ならない。

今回の監査は、補助を受けるその団体が、財政的援助を受けるに相応しく、又財政的援助を受けた趣旨どおり、実行しているか否かを監査し、間接的に受ける住民の福利を一層効果ならしめる為である。

△、監査の結果

監査の結果は、各団体共概ね補助の目的に添って処理されており、補助団体の選定についても適切であったことを認める。たゞ事ム処理については、考慮を加えられねばならないむきもあった。

△、農業協同組合

農業協同組合は、農業会の解散ともに発　したもので、市内の農家をきゅう合して組織された県下屈指の大農協である。現下社会の経済状況は、ぜい弱な小組織体においては経営難を嘆ずる実情であって、本市の農業協同組合が、かゝる大組織のもとに運営されているのは、よろこぶべきだと言えよう。

一、補助金の内容

農業薬剤助成金　三五、四八〇円
石灰硫黄合剤県補助金不足額補給金　五〇、〇〇〇〃
水稲防除用農薬補助金　一三、五六〇〃
桑苗増植補助金　二九八、〇〇〇〃
茶増植用種子購入補助金　一五、四七〇〃
茶苗購入補助金　五六、〇〇〇〃
柑橘及び枇杷苗購入補助金　一〇、〇〇〇〃
催青所新築補助金　三〇〇、〇〇〇〃
蔬菜増産補助金　五〇、〇〇〇〃
木炭品評会補助金　一五、〇〇〇〃
計　八〇三、五一〇〃

二、使用並びに処理の状況

補助金の使途は補助された目的を達成していることを認めるが、事ム処理については考慮を加えなければならないことが認められる。

三、補助金に対する実績

1、農業薬剤に対する補助金

農業薬剤助成金
取扱量　二、七〇〇袋
補助額　一三円（一袋当り）
水稲防除用薬剤補助金
取扱量　八四〇瓶
補助額　一六円五七銭（一瓶当り）

石灰硫黄合剤県補助金不足補給金
取扱量　一〇石
補助額　五〇円（一什当り）

2、種苗に対する補助金

葉苗補助金
取扱量　九九、三三三本
補助額　三円（一本当り）
菜種補助金
取扱量　三石五斗五升
補助額　金額（無料配布）
茶苗補助金
取扱量　二八、〇〇〇円
補助額　二円（一本当り）
柑橘枇杷苗補助金
購入金額　四一六、〇〇〇円
補助額　一〇、〇〇〇〃

以上の補助金は何れも農家が購入する農薬苗等の価格が補助金の単位額だけ安く販売されるものである。

3、蔬菜増産補助

陽熱利用温床育苗実施者　一三名
温床坪数　五〇〇坪
坪当補助金　一〇〇円

4、催青所新築補助金

建築種別　瓦葺平屋建
建坪　四七坪五合
総工費　六〇七、八九九円
補助金額　三〇〇、〇〇〇円
使用目的　養蚕の催青まゆの集荷及び農産物の集荷

△、畜産農業協同組合

畜産農業協同組合は、家畜を有する農家をもって組織された任意団体で無出資組合である。無出資組合であるため経営面にぜい弱性が見られるが、関係理事者の努力により日一日と健全に発展しつゝある実情であってよろこばしい次第である。

一、事業主体

畜産奨励指導事業、市場事業

二、補助金の内容

畜産振興奨励補助金　二九〇、〇〇〇円
家畜市場建築補助金　二〇〇、〇〇〇円
計　五一〇、〇〇〇〃

三、使途並に処理の状況

補助金の使途は補助目的をほゞ達成していることを認めるが、支出費目について考慮を加えなければならない何もあった。

1、畜産奨励補助金

畜産奨励補助金は、使用目的を限定されていないので指導奨励と思考される事項に支出されることは何らの制限がないのであるが、経常費に属するものは支出すべきでないと思われる。

2、家畜市場建築補助金

総工事費　五四九、三四二円
市補助金　二〇〇、〇〇〇〃
補助率　四〇％弱

△、森林組合

森林組合は森林法に基づき成立した市域内の森林所有者を組合員とする団体である。本組合は組合員数一七五、出資金額六六七三五円で四名が脱退し、出資金額は一三三三六円となっている。

昭和二六年度の収入は五二七九円で支出五〇八三三円を差引剰余三四一六円であるが、この収入の内市補助金が三〇〇、〇〇〇円で総収入の約六〇％をしめている実情である。

一、補助金の使途並に処理状況

林業振興費として支付された補助金は収入の中に合算処理されており支払証憑書類も適切に整理されてあることが認められる。尚経常費に支出されたむきもあったので以後注意されたい。

△、阿久根市たばこ耕作組合

たばこ耕作組合は専売局の指示もあって古くから組織された組合で、たばこ耕作者をもって組織する任意組合である。当組合の運営は他の団体と異り毎年組合員より一定率による組合費を徴収し組合運営の基金としているのであり、組合事業においても、たばこ耕作の指導奨励事業が主体をなしている。

一、補助金の使途並びに処理状況

たばこ耕作組合に交付された補助金は、たばこ耕作育成補助金七〇、〇〇〇円であり、主なる使途は次の通りである。

たばこ婦人団体創設費
〃　青年研究団　〃
〃　視察費
〃　病害虫除施設費
〃　反別拡充費

事ム処理の方法も概ね良好であるし、証憑書類等も適切に保管されてあったことを認める。

△、阿久根市漁業協同組合

本組合は終戦後漁業会の解散により設立された組合で漁業者をもって組織され組合員数五二人、出資金額五二、〇〇〇円の協同組合である。

一、補助金

阿久根港水揚場設置補助金
二、実績　二〇〇、〇〇〇円
水揚場、本造平屋建　セメント瓦葺
建坪　四五坪
総経費　五五六、〇〇〇円
補助金　二〇〇、〇〇〇円
三、使途並びに処理状況

本補助金は限定された目的に交付されたもので使途においても目的に添って支出されていることを認める。証憑書類その他の処理も適切であった事を認める。

△、大川漁業協同組合

大川漁業協同組合は大川一円の漁家をもって組織され、組合員数一五七人、出資金額七八、五〇〇円となっている。

一、補助金

牛之浜港水揚場設置補助金
一〇〇、〇〇〇円
大川港水揚場倉庫及び事ム室建築補助金　二〇、〇〇〇円
二、使途並びに処理状況

牛ノ浜港水揚場は総工費約三二〇、〇〇〇円で市補助金一〇〇、〇〇〇円である。使途は支付目的に添って支出されてあることが認められる。大川港水揚場倉庫及び事ム室建築は総工費五〇、〇〇〇円で内市補助金は二〇、〇〇〇円である。事ム処理の方法が当を欠いたむきも見受けられたので以後注意されたい。　終